「市政への意見・提言」のホームページ公開方針（案）

令和８年（2026年）□月
秘書広聴課

1　公開方針について

　この方針は、「市政へ意見・提言」に寄せられた意見等を公開する際の方針についてまとめたものである。

２　公開の考え方

〇市の施策に対して寄せられた意見等については、原則として公開します。ただし、以下のものは除きます。

・意見等を寄せた方が回答を希望しない旨を申し出ているもの、回答先や意見等の内容が明確でないもの等で回答又は対応しなかったもの
・意見等を寄せた方が事前に公表を希望しない旨を申し出ているもの
・意見等、回答内容から特定の個人等が識別されるおそれのあるもの
・意見等、回答内容から特定の法人等に不利益を与えるおそれのあるもの
・公表が適切でないと思われる表現等の修正等を行った場合、意見等の意味が通じなくなるもの
・軽易な照会・回答
・その他（同一内容の意見等）

〇個人情報や人権への十分な配慮を行います。

３　公開内容について

〇原則として全文を公表します。ただし、個人や法人が特定されかねない部分や公開が適切でないと思われる表現等について、修正等を行う場合があります。修正等は、お寄せいただいた意見等や回答の要旨を損なわないよう配慮して行います。

「公表が適切でないと思われる表現等」の具体例は、以下の①～④のとおり。

①個人に関する情報

・ 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。

＜具体例＞
氏名、住所、本籍・国籍、生年月日、年齢、性別、電話番号、病歴、健康状況、身体状況、家族、婚姻、職業職歴、資格・賞罰、成績・評価、資産、収入、思想・信条 等

②法人等に関する情報
・ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。

③個人又は法人等に対する誹謗中傷
・ 根拠のない悪口や嫌がらせで、他人の名誉を汚すこと。

④人権への配慮を欠いた表現
・ 「茅野市人権尊重審議会」で掲げている人権課題（同和問題、外国籍市民、女性、子ども、高齢者、障害者、インターネット利用、地域・慣行・因習、ＨＩＶ感染者・ハンセン病元患者、犯罪被害者、中国帰国者、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的志向及び性同一性障がい者、ホームレス等）に対して、差別的観念を表すような表現

その他にも、状況、背景やその前後の文脈、内容等を踏まえて当該言動等を総合的に判断し、公開の可否を決定します。

４　寄せられた意見等の公表後の対応について
　公開した内容（意見等）に対して、苦情等が寄せられた場合は、一旦、該当するページの公表を取り下げ、有識者等の意見を参考にして、公表の妥当性等について検討し、閲覧の可否を決定します。

５　その他
　市民の皆さんからいただいたご意見等の公開にあたっては、特定の個人、法人等が不利益を被ることが無いよう、公開や修正等の方法について細心の注意を払います。